

令和6年度赤城山景観ガイドライン策定業務委託企画提案要領

1 委託業務の名称

令和6年度赤城山景観ガイドライン策定業務

2 趣旨・目的

本業務は、「県立赤城公園の活性化に向けた基本構想」（令和4年10月、群馬県策定・公表）に基づき、将来に向けて自然豊かな赤城山の価値を守り繋ぎ、良好な景観形成を図るためのガイドライン及びその運用のためのデザインコードを策定するものである。

なお、本ガイドラインの適用範囲は「県立赤城公園の活性化に向けた基本構想」で定められたエリアとする。

3 業務の内容

令和6年度赤城山景観ガイドライン策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

4 予算上限額

10,978,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

5 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

6 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (3) 破産宣告を受け復権していない者でないこと
- (4) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- (6) 提出日現在において、いかなる公共機関（国、地方公共団体、公団又は公社等）からも指名停止の措置を受けていないこと

- (7) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

7 スケジュール

- (1) 企画提案募集 令和6年4月26日（金）～5月31日（金）17時まで
- (2) 参加申込 令和6年5月14日（火）17時まで
- (3) 質問受付 令和6年5月16日（木）17時まで
- (4) 審査 令和6年6月5日（水）【予定】
- (5) 選定結果通知 令和6年6月上旬【予定】

8 企画提案要領・仕様書・様式の配布

県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/642967.html>

9 参加申込

参加を希望する事業者は、「参加申込書<様式1>」をメールで提出してください。提出期限までに参加申込書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加はできません。

(1) 提出期限

令和6年5月14日（火）17時（必着）

(2) 提出先

赤城山デザイン協議会（事務局：群馬県自然環境課） あて

アドレス：kanshizen@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【参加申込】景観ガイドライン策定業務公募」としてください。

※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

10 質問受付

応募を予定している事業者で、質問がある場合には、「質問票<様式2>」をメールで提出してください。

(1) 受付期限

令和6年5月16日（木）17時（必着）

(2) 提出先

赤城山デザイン協議会（事務局：群馬県自然環境課） あて

アドレス：kanshizen@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【質問】景観ガイドライン策定業務公募」としてください。

※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

(3) 回答

参加申込をいただいた全ての事業者へ、令和6年5月21日(火)までにメールで送付します。

11 応募の手続き等

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、参加申込者以外からの企画提案書等は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けません。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（表紙）＜様式3＞：1部
- ②企画提案書（本体）（任意様式）：6部 ※内容は（2）のとおり
- ③費用見積書（任意様式）：6部 ※内容は（3）のとおり
- ④業務実施体制表＜様式4＞：6部
- ⑤法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）（*）：1部
- ⑥決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））（*）：1部
- ⑦暴力団排除に関する誓約書＜様式5＞（*）：1部
- ⑧課税（又は免税）事業者届書＜様式6＞：1部
- ⑨会社概要がわかるパンフレット等：6部

※上記①～⑨については、書面での提出のほか、電子データでも提出すること。

※（*）の付いた資料は、群馬県「物品等購入契約資格者名簿」または「工事請負資格者名簿」掲載者は提出不要。

(2) 企画提案書本体について

- ・別紙「仕様書」に基づき、本事業を実施するための事業実施計画（案）を提案してください。
- ・事業実施計画（案）は、「仕様書」の「事業計画の策定」に掲げる事項について、漏れなく記載してください。
- ・その他、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自提案等があれば自由に記載してください。
- ・規格はA4版で作成することとし、ページ数は20ページ以下とすること。

(3) 費用見積書の作成に当たっての留意点

- ・宛名は「赤城山デザイン協議会長 臼田 栄慈」とし、本要領の「4 予算上限額」を参照の上、各項目の内訳、単価・数量、消費税及び地方消費税を明記してください。

(4) 提出方法・提出期限

- ・提出方法：（5）の提出先に、書面を持参または郵送、電子データをメールにてそれぞれ提出してください。

- ・提出期限：令和6年5月31日（金） 17時 （必着）

（5）提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁15階

赤城山デザイン協議会（事務局：群馬県自然環境課）

アドレス：kanshizen@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【企画提案】景観ガイドライン策定業務公募」としてください。

※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

※電子データの提出ファイルはPDF形式で添付し、1通あたりの添付ファイル容量は7MBまでとしてください。

（6）応募書類等の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類は、本業務の受託者選定に係る審査にのみ使用します。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合があります。

（7）その他事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提出期限後の事業者の都合による書類の追加及び差し替えは、一切認めません。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することがあります。
- ・企画提案書の提出後に辞退する場合には、速やかに御連絡をいただくとともに、その事実を書面にて御提出願います。

12 審査

赤城山デザイン協議会（以下、「協議会」という。）が別に設置する審査委員会が、提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づいて審査を行い、総合的に最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定します。なお、審査結果は令和6年6月上旬頃を目途に、企画提案参加者全員に文書で通知します。また、優先交渉者は県ホームページ上でも公表します。

（1）審査基準

① 事業適格性【30点】

本事業の趣旨・目的に沿った内容であるか、地域の特性を理解した内容であるか、提案内容は総合的に見て適切か等

② 意欲・独創性【20点】

意欲的・積極的に取り組み姿勢が見られるか、オリジナリティのある提案かどうか等

③ 効果性【20点】

費用に対して十分な効果を期待できる内容であるか等

④ 実現性【20点】

業務スケジュールは適当か、業務の実施体制・遂行能力は十分か等

⑤ 費用の妥当性【10点】

見積内容・金額は適当か等

(2) 審査方法

<日時>令和6年6月5日(水) 予定

<会場>群馬県庁内会議室を予定(群馬県前橋市大手町1-1-1)

<時間>25分/者(説明10分、質疑15分)

<内容>事前に提出した企画提案書のプレゼンテーションとヒアリング
(オンラインによる実施を予定)

13 契約

(1) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

(2) 契約方法

- ・協議会は審査基準に基づき、総合的に最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定し、契約相手方の候補者とします。
- ・契約時には、本企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、協議会との交渉で決定します。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・なお、契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- ・委託により制作された成果品に関する全ての権利は、協議会並びにその構成員である群馬県及び前橋市に帰属します。

14 企画提案要領記載外の事項

本企画提案要領に定めのない事項又はこの要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、赤城山デザイン協議会長が定めるものとします。

15 問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁15階

赤城山デザイン協議会(事務局:群馬県自然環境課)

電話:027-226-2876

アドレス:kanshizen@pref.gunma.lg.jp